

物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童 1人につき 3万円を支給します

■ 支給対象者 以下の(1)から(4)のいずれかに該当する方

- | | | |
|--|---|------|
| (1)株洲市から令和7年9月分の
児童手当を受給している方 (公務員以外) | ⇒ | 申請不要 |
| (2)勤務先から令和7年9月分の
児童手当を受給している方 (公務員) | ⇒ | 申請必要 |
| (3)令和7年10月1日から令和8年3月31日までに
出生した児童の児童手当を受給している方 | ⇒ | 申請必要 |
| (4)離婚 (離婚調停中等も含む) により
令和7年10月1日から令和8年3月31日までに
新たに児童手当の受給者となつた方 | ⇒ | 申請必要 |

裏面もご確認ください

■ 対象児童 以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する方

- | |
|---|
| (1)令和7年9月分の児童手当の対象となっている児童 (0歳から18歳までの児童) |
| (2)令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童 |

■ 支給額

対象児童1人につき、一律3万円 (国制度2万円 + 市独自1万円)

(注意)応援手当は児童手当の上乗せではありません。対象児童1人につき、1回限りの支給となります。

■ 支給時期

申請が不要な方は**3月10日**に児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に**振り込み**します。申請が必要な方は、内容を確認後、早期に振り込みます。

(注意) 手当を希望しない場合や支給口座を変更する場合は令和8年2月20日(金)までに届出書を株洲市役所福祉課子育て支援係へ提出または郵送してください。

裏面に続きます。必ずご確認ください

■ 引っ越した場合

【転出】⇒9月以降に株洲市から転出された方は、株洲市が支給します。

【転入】⇒10月以降に株洲市へ転入された方は、転入前の市町村へお問合せください。

■ 公務員の方

株洲市物価高子育て応援手当申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁の証明が必要です。株洲市以外へ申請する場合は、申請先の様式を使用してください。

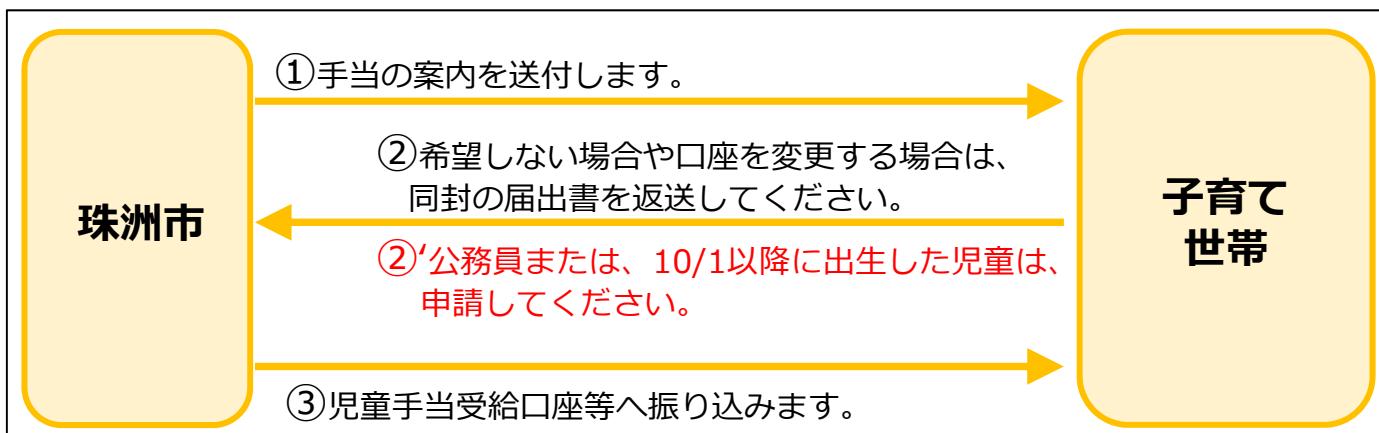
・申請に必要なもの

- ①申請書（株洲市が発行するもの）
- ②受取口座の金融機関の通帳やキャッシュカードの写し

・申請期限

令和8年3月31日(火)までに株洲市役所福祉課子育て支援係へ

■ 給付までの流れ



お問い合わせ先（株洲市）

株洲市役所福祉課子育て支援係
(5番窓口)
電話：0768-82-7747
(受付時間：平日8:30～17:30)
住所：〒927-1295
株洲市上戸町北方1-6-2

お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター
電話：0120-252-071
(受付時間：平日9:00～18:00)



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに株洲市から問い合わせを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めるることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに株洲市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。